**埼玉県共助社会づくり課　会計年度任用職員（一般事務）募集要項**

　次のとおり会計年度任用職員を募集します。

**会計年度任用職員について**

会計年度任用職員は、一般職の地方公務員として地方公務員法が適用され、条件付採用 や人事評価、懲戒処分、分限処分、その他地方公務員法に定める服務に関する規定（服務の 宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、 職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止）が適用となります。

**１　職務内容**

　（１）ＮＰＯ支援事業に関する事務の補助

　（２）関係機関への連絡、問い合わせ対応

　（３）その他、共助社会づくり課が所掌する事務の補助

**２　応募資格**

　（１）年齢・性別・学歴は問いません。

　（２）国籍は問いません。ただし、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

　　※地方公務員法第１６条に該当する人（次のいずれかに該当する人）は受験できません。

　　　ア　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

　　　イ　埼玉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない人

　　　ウ　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

**３　求める人材**

　（１）Ｗｏｒｄ、Ｅｘｃｅｌ等を使用したデータ入力・集計、メール送受信などが可能である方

　（２）電話対応等コミュニケーション能力に優れている方

**４　採用予定者数**

　１人

**５　勤務条件**

　（１）任用期間

　　　　令和７年５月７日から令和７年８月３１日まで

　（２）勤務日数・勤務時間

　　　　原則週３日　午前8時30分～午後5時15分　（7時間45分）

　　　　※休憩時間：正午～午後１時（６０分）

　　　　※勤務日の割り振りについては応相談

　（３）休日

　　　　原則、土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（１２月２９日～翌年１月３日）

　（４）休暇

　　　　年次有給休暇 ５日

　　　　※その他の休暇は県の規定によります。

　（５）報酬

　　　　月額：１２４，１００～１４９，０００円

　　　　（時間額：１，３３４～１，６０２円）

　　　　※報酬は学歴・経験を考慮の上、決定します。

　（６）諸手当

なし

　（７）交通費

　　　　別途支給（県の規定によります。）

　　　　※通勤距離の片道が２km未満の場合等には支給されません。

※マイカーによる通勤はできません。

　（８）社会保険

　　　　健康保険、厚生年金保険、雇用保険あり

 ※加入条件を満たす場合に限ります。

　（９）勤務地

　　　　埼玉県 県民生活部 共助社会づくり課内

　　　　所在地：〒３３０－９３０１　さいたま市浦和区高砂３－１５－１(埼玉県庁第3庁舎3階）

　※ 「５　勤務条件」については、採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

**６　応募について**

1. 応募は、令和７年４月１１日（金曜日）【必着】までに下記担当宛てに、本募集要項に添付している履歴書に写真を貼り、必要事項を記入の上、提出してください。

※ 第一次審査の結果と面接の時間及び場所を連絡するため、平日の昼間に確実に連絡

がとれる電話番号を記入してください。

※ ハローワークから紹介を受けた場合は、紹介状も提出してください。

　（２）提出は、郵送又は持参してください。

　（３）封筒の表面には「会計年度任用職員応募」と朱書きし、裏面に御自分の住所、氏名を明記してください。

　（４）郵送される場合、簡易書留等によらない場合の事故については、責任を負いません

　（５）持参される場合の受付時間は、平日午前８時３０分から正午、午後１時から午後５時１５分までです。

**７　選考方法等について**

　（１）第一次審査

　　　　応募書類による選考を行います。

　（２）第二次審査

　　　　第二次審査（面接）は、埼玉県庁舎内の会場で令和７年４月1８日（金）までに実施する予定です。日時及び場所については、第一次審査合格者に連絡します。

　　　　なお、応募書類の返却はしておりません。

　（３）第二次審査結果

　　　　令和７年４月２１日（月）までに、第二次審査の受験者全員に連絡します。

**８　応募書類の提出及び問い合わせ先**

　所在地：〒３３０－９３０１　さいたま市浦和区高砂３－１５－１（埼玉県庁第３庁舎３階）

　担当：県民生活部共助社会づくり課　ＮＰＯ認証担当

　電話：０４８－８３０－２８１８